

### 3 在住外国人ニーズ把握調査業務委託仕様書

#### 1 目的

当市に在住する外国人のニーズを把握するため、外国人向けのアンケート調査を実施し、多文化共生に関する施策を検討するための基礎資料とする。

#### 2 業務場所 神栖市企画部政策企画課 他

#### 3 業務期間 契約締結日の翌日から令和4年1月28日まで

#### 4 業務内容

##### (1) アンケート調査

下記のとおり、アンケート調査を実施し、その結果を集計・分析し、結果報告書を作成すること。

なお、調査対象者へ送付する依頼文、回答要領及び調査・回答票（以下、「調査票等」という。）の作成にあたっては、中国語、タイ語、フィリピノ語、ベトナム語、ポルトガル語に翻訳したものを準備すること。

①調査対象 : 神栖市の在住外国人

②調査対象数 : 1,000人

③アンケート調査方法 :

ア) 調査票等

調査対象者へ送付するための依頼文、回答要領及び調査・回答票（以下、「調査票等」という。）を、日本語、中国語、タイ語、フィリピノ語、ベトナム語、ポルトガル語で作成すること。なお、作成にあたっては、市が作成する調査項目原案（30問程度想定（うち選択式（一部記述式を含む）25問程度、自由記述式5問程度。））を用いて、回答しやすいように編集し、作成すること。

イ) 返信用封筒及び送付用封筒

郵送回答のための返信用封筒を準備すること。なお、返信用封筒は料金受取人払とすること。また、調査票等及び返信用封筒を送付するための送付用封筒については、角2サイズのを市が用意する。

ウ) 調査対象者へ送付

調査対象の内600人分については、市の指示に従って、調査票等を返信用封筒と共に調査対象者へ送付すること。なお、宛名が記載されたラベルシールは市が用意する。

調査対象の内400人分については、市の指示に従って、調査票等及び返信用封筒を送付用封筒に封入し、市へ納品すること。

エ) 回答の回収

回答票の回収は、受託者が行うこと。

回答方法は、書面回答の他、インターネットによる回答を可能とすること。

オ) 集計と分析

得られた回答については、自由記述式を含め、全て日本語に翻訳するとともに、単純

集計、国籍別・年代別・在留年数別を掛け合わせたクロス集計分析により各層の特徴的な傾向を資料として、整理・作成する。ただし、自由記述式の回答については、市と協議のうえ、必要に応じて回答の分類を行うこと。

④結果報告書：③オ)の結果を報告書としてまとめること。

## (2) 打ち合わせ等

アンケート調査の調査内容、とりまとめ結果などについて、少なくとも初回、中間時、納品時の計3回の打合せ・報告を神栖市役所にて行うこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、対面での打ち合わせが困難な場合は、オンライン形式での打ち合わせも可能とする。

## (3) その他

アンケート関係書類を対象者へ発送する際に、併せて市が別途用意する外国人向けのお知らせ(A4サイズ1枚)を同封すること。

## 5 成果品

### (1) 業務報告書 3部

※調査対象者へ送付した調査票等、アンケート調査回答原本、結果報告書を含む。

### (2) 成果品に関する電子記録媒体(CD-R等) 1部

※マイクロソフト・オフィス2010以上のアプリケーションソフトによる作成とする。

## 6 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により市の承認を得た場合は、この限りでない。

## 7 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱について、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。

## 8 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。

(2) 神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成11年神栖市条例第1号)を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(3) 本業務終了後、受託者の責に帰すべき事由による不良箇所が発見された場合には、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

(4) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、市と受託者で協議の上、決定する。